

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

新型コロナウィルス感染症関連情報臨時号

2-3面
▶新型コロナウィルス感染症関連の区の対応等(各種相談・支援)
▶区税・保険料・公共料金等の支払い猶予の特別措置
▶国制度 学校の休校等にかかる費用補償
4面
▶風邪の症状があるときや感染が疑われるときの対処法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力ください

日頃の行動から

感染症 予防対策を



都内で感染が多数報告されている新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、一人一人が基本的な感染症予防対策を行うことが大切です。

今号では、1・4面で感染症の予防対策や基礎知識等を紹介しています。

【問合せ】保健予防課保健相談係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3862・FAX(5273)3820へ。

2・3面では、新型コロナウィルス感染症関連の区の対応等を紹介しています。

◆ 咳エチケット・手洗いを徹底しよう

●咳エチケット…咳がある時は、マスクを着用しましょう。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチ、とっさの時は袖で口・鼻を覆いましょう。



●手洗い…外出から戻った後や、多くの人が触れたと思われる場所を触った後などには、下図を参考に流水とせっけんによる手洗いをしましょう。アルコール消毒液を用いた手指消毒も効果があります。



◆ 健康を維持しよう

定期的で栄養バランスの取れた食事と睡眠・休養を取り、体の抵抗力を高めましょう。

特に、持病のある方は、悪化しないよう気を付けることも大切です。



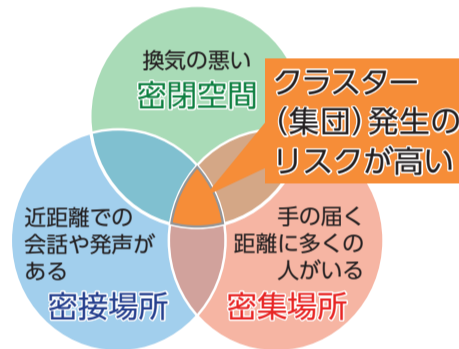
◆ 3つの条件の場所を避けよう

無症状または症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広めてしまう事例も多く見られます。

感染しない、感染させないためにも、①換気の悪い密閉空間、②近距離での会話や発声がある密接場所、③手の届く距離に多くの人がいる密集場所を避けましょう。

3つの条件が同時に重なる場所は、同時に多くの人が感染し、クラスター(集団)が発生するリスクが高いため、避けましょう。また、共同で使う物品などは消毒しましょう。

3つの条件の場所



◆ 定期的な換気をしよう

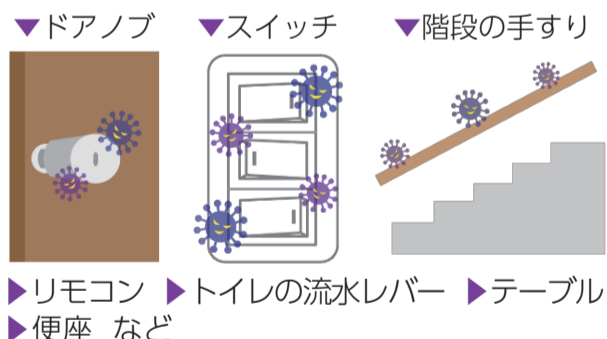
部屋のウイルス量を下げるために、日中は1~2時間に一度、5~10分程度窓を大きく開けて、部屋の空気を入れ替えましょう。



◆ 人がよく触れる場所の消毒をしよう

物に付着したウイルスはしばらく生存します。

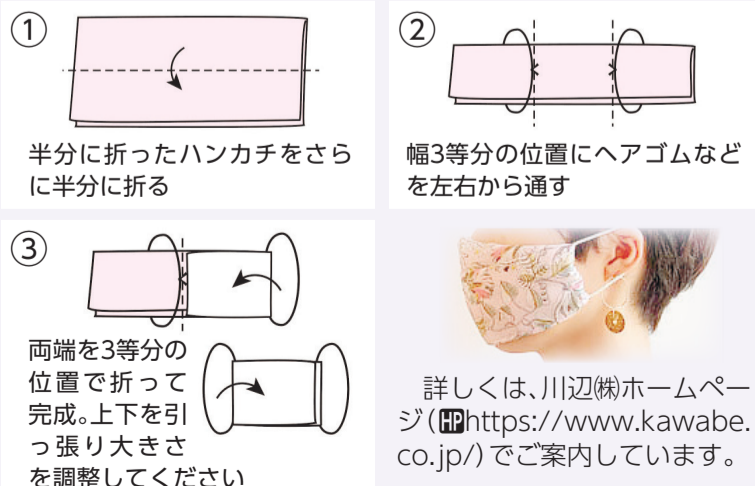
よく触れる場所は、1日1~2回、家庭用漂白剤で作った消毒液(下記参照)か、アルコール消毒液を含んだペーパータオルなどで拭きましょう。漂白剤を使用した場合には、消毒後に水拭きしてください。



市販のマスクが手に入らない場合は参考に

ハンカチマスクの作り方

ハンカチや服飾雑貨を取り扱う川辺(株)(本社/新宿区)が、ハンカチを使ったマスクの作り方を紹介しています。



ご家庭での消毒にお役立てください

家庭用漂白剤(※)を使った消毒液の作り方

物品の消毒用(濃度0.05%)

家庭用漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム5~6%)
5ml(ペットボトルのキャップ1杯)

500mlのペットボトルの水▶

※…主成分が次亜塩素酸ナトリウムのもの

▶希釈したものは時間がたつにつれ効果が減っていきます。作る都度、使い切りましょう。
▶容器に消毒液と表示するなど誤飲に注意しましょう。

おう吐物・ふん便処理時の濃度は、100倍の濃さの0.1%にします。同量の水にキャップ2杯分の漂白剤を入れて作ります。

製品に記載されている「使用上の注意」をよく読んでから使用してください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて

業況悪化が見込まれる 中小企業の事業主の方へ

【問合せ】産業振興課産業振興係(西新宿6—8—2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0702・FAX(3344)0221へ。

特別融資(無利子)を行っています

- 受付期間は9月30日(水)まで
中小企業者への特別融資として、商工業緊急資金(特例)のあっせんを行っています。
要件や必要書類等詳しくは、お問い合わせください。
- 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ、資金繰りが必要となる中小企業者
- 【貸付限度額】500万円以内
- 【利子】全額補助
- 【貸付期間】5年以内(据置期間6か月含む)
- 【信用保証料】全額補助
- ※融資の相談・申請については、事前に電話でお申し込みください。

経営に関する窓口相談体制を強化しています

- 相談員を増員して対応しています
ぜひ、ご利用ください。
- 【相談日時】月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～12時・午後1時～4時
- 【相談場所】区立産業会館(西新宿6—8—2、BIZ新宿4階)

収入減少のあった 世帯の方へ

【問合せ】区社会福祉協議会(高田馬場1—17—20) ☎(5273)3546・FAX(5273)3082・HP<http://www.shinjuku-shakyo.jp/>へ。

個人向け資金貸付の特例措置を行っています

- 受付期間は7月31日(金)まで
個人向け緊急小口資金等の特例として、据置期間の延長等を行い、緊急の貸し付けを行っています。相談・申請については、事前に電話かファックスでお申し込みください。

◇緊急小口資金◇

- 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等で収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯
- 【貸付限度額】10万円以内(学校等の休業等の影響を受けている場合、20万円以内)
- 【利子】無利子
- 【返済期限】2年以内(据置期間1年)

◇総合支援資金(生活支援費)◇

- 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や失業等で生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯
- 【貸付限度額】▶2人以上…月20万円以内、▶単身…月15万円以内
- 【貸付期間】原則3か月以内
- 【利子】無利子
- 【返済期限】10年以内(据置期間1年)

区税・保険料の納付が困難な方、 納付に不安がある方へ

区税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な方のために猶予制度があります。

納税義務者・納付義務者またはそのご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして納付が難しくなった場合は、電話またはファックスでご相談ください。

■徴収の猶予

【対象】次の①～⑤のいずれかに該当する事実があり、区税や保険料を一時に納付することができない方

- ①財産について災害を受けたまたは財産が盗難にあった場合
- ②納税義務者・納付義務者または納税義務者・納付義務者と生計を共にしている親族が病気にかかったまたは負傷した場合
- ③事業を廃止したまたは休止した場合
- ④事業に著しい損失を受けた場合
- ⑤①～④のいずれかの事実と類する事実があった場合

■換価の猶予

区税や保険料を一時に納付できない場合、滞納処分による財産の換価(公売)を猶予します。

【問合せ】

- ▶区税…税務課納税係(本庁舎6階) ☎(3209)1460
- ▶介護保険料…介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(3209)6010
- ▶国民健康保険料…医療保険年金課納付推進係(本庁舎4階) ☎(3209)1436
- ▶後期高齢者医療保険料…高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(3203)6083(電話はいつでも ☎(3209)1111)へ。

公共料金等の支払いが困難な方、 支払いに不安がある方へ

いずれも下記に記載のない事業者と契約している場合は、請求書等に記載の各事業者の番号へお問い合わせください(水道を除く)。

電気やガス、水道などの公共料金のほか、携帯電話の使用料などについて支払い猶予の特別措置が設けられています。要件等詳しくは、各問い合わせ先へお問い合わせください。

■水道・下水道

- ◆水道局
申し出の日から最長4か月の支払い猶予を行っています。
- 【問合せ】▶水道局お客さまセンター…☎(5326)1101へ。

■ガス

- ◆東京ガス
支払期限の1か月延長を行っています。
- 【問合せ】東京ガスお客さまセンター(総合)▶ナビダイヤル…☎0570-002211、▶IP電話等…☎(3344)9100(いずれも受付時間は月～土曜日は午前9時～午後7時、日曜日・祝日は午前9時～午後5時)へ。

■電気

- ◆東京電力
支払期限の1か月延長を行っています。
- 【問合せ】▶電力自由化前の料金プランのお客さま…☎0120(993)052、▶電力自由化後の電気料金プラン・ガス料金プランのお客さま…☎0120(995)113(いずれも受付時間は休日・祝日等を除く月曜日～土曜日午前9時～午後5時)へ。

■携帯電話使用料

- 支払期限の延長を行っています。
詳しくは、各自お問い合わせください。

仕事と家計に関して お困りの方へ

「生活を立て直したい」「仕事や家計に関する相談がしたい」「経済的に困っているがどこに相談したらよいかかわからない」などの相談に、社会福祉士等の資格を持った相談支援員が対応します。下記以外にも支援事業があります。詳しくは、お問い合わせください。
【問合せ】生活支援相談窓口(第2分庁舎1階) ☎(5273)3853へ。

相談支援員が一人一人の状況に応じた支援を行います

- 自立相談支援
 - 相談者の生活状況をお聞きし、問題を確認します
 - 一人一人の状況に応じた自立支援計画を一緒に作成します
 - 各種支援事業や関係機関等と連携した支援を継続して行います
 - 関係する制度や窓口へつなぎます
- ハローワークとの一体的な就労支援
 - すぐに仕事に就くことができる方へのハローワークと連携した就労支援
- 家計改善支援
 - 家計管理に関する相談、債務整理、貸し付けのあっせん等の支援
- 一時生活支援
 - 一定期間、宿泊場所や食事等を提供
- 住居確保給付金の支給
 - 離職等により住宅を失ったまたはその恐れがある方に家賃相当額(上限あり)を期限付きで給付します。
 - 【対象】下記の全てを満たす方
 - ▶申請日において、離職等の日から2年以内の方
 - ▶離職等の日において、世帯の生計維持者であった方
 - ▶申請月の世帯収入合計額が基準額以下の方
 - ▶常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
 - ※収入基準額やその他の支給要件等詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険療養費の臨時的な取り扱い

小児弱視等の 治療用眼鏡等療養費 支給対象期間を延長します

通常、療養費の支給対象は「9歳未満のお子さん」としてありますが、令和2年2月25日～4月30日に9歳になるお子さんが、保険医の診察・検査や治療用眼鏡等の作成指示を4月30日(木)までに受けた場合は、療養費の支給対象とします。申請期間は治療用眼鏡等の領収書の日付の翌日から2年間です。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4149へ。

予防接種の接種期限を 5月31日まで延長します

新型コロナウイルス感染症に係る特例対応として、お手持ちの予防接種予診票の接種期限を延長します。対象の予防接種は下記のとおりです。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】保健予防課予防係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3859へ。

- | | |
|--------------------|------------------|
| ▶MR(麻しん・風しん混合)第1期 | ▶子宮頸がん予防ワクチン |
| ▶MR(麻しん・風しん混合)第2期 | ▶おたふくかぜ |
| ▶水痘(水ぼうそう) | ▶任意MR(麻しん・風しん混合) |
| ▶日本脳炎第1期 | ▶高齢者用肺炎球菌 |
| ▶日本脳炎第2期 | ▶成人の風しん麻しん任意予防接種 |
| ▶DT(ジフテリア・破傷風2種混合) | |

- 【対象の予防接種】
- ▶ヒブ
 - ▶小児用肺炎球菌
 - ▶B型肝炎
 - ▶DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ4種混合)
 - ▶IPV(不活化ポリオ)
 - ▶BCG(結核)

児童手当認定請求 乳幼児・子ども医療証の交付申請 手続きの期間を延長します

上記認定請求・交付申請は、やむを得ない理由により手続きができなかった場合は、期限後の請求・申請を認めることが規定されています。期間の延長は、やむを得ない理由が止んでから児童手当は15日以内、乳幼児・子ども医療証は3か月以内です。

新型コロナウイルスの感染が多数報告されていることを鑑み、感染拡大防止のために外出等ができない方は、当面の間、請求・申請手続きの期間を延長します。期間延長の終了時期は、決定しましたら新宿区ホームページ等でご案内します。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】子ども家庭課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273)4546へ。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 一斉休校にご協力いただいた保護者の皆さまへ

就学援助を受給している世帯の方へ

3月分 給食費相当額を支給します

令和元年度に就学援助を受給していた世帯に、3月の休校期間中の学校給食費相当額を支給します。4月中に保護者の方の口座へ振り込む予定です。

※申し込み等は必要ありません。

※生活保護を受けている世帯は、福祉事務所から支給します。

【問合せ】学校運営課学校運営支援係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3089へ。

保育園・子ども園等を利用している世帯の方へ

家庭保育日数に応じて保育料を減額します

一斉休校に伴い、家庭での保育にご協力いただいた世帯に、保育園等へ通所しなかった日数に応じて以下のとおり保育料を減額します。通常の保育料額を支払った後に、園を通じて必要書類を提出した世帯に減額相当分を還付します。

3月26日～6月30日の期間、保護者の判断により感染予防のために家庭保育を行った場合も同様の減額を行います。

【協力日数・減額する額】▶1～5日…4分の1、▶6～12日…2分の1、▶13日以上…全額

【問合せ】保育課入園・認定係(本庁舎2階) ☎(5273)4527へ。

国制度 学校の休校等にかかる費用を補償しています 事業主の方へ

支給の対象となる労働者1人に付き、1日8,330円を上限に支給します。

【支給要件】

次の全てに該当する事業主

- ▶雇用する労働者の申し出により2月27日～3月31日に次のいずれかを目的とした有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた
 - 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等(下記★1)をした小学校等(下記★2)に通うお子さんの世話を、保護者として行うため
 - 小学校等に通うお子さんが新型コロナウイルスに感染したまたは新型コロナウイルス感染の恐れがあり、家庭での世話を保護者として行うため
- ▶取得させた有給の休暇は労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えたものでない
- ▶取得させた有給の休暇は労働基準法上の年次有給休暇と同等の賃金が支払われる
- ▶有給の休暇を取得した労働者が申請日時時点で1日以上勤務実績がある

【支給額】

対象労働者1人に付き、以下により算出した額(1人に付き上限8,330円)

対象労働者の日額換算賃金額 (上限/8,330円) × 取得した有給休暇の日数

※有給の休暇の合計日数のうち、1日に満たない時間数は対象労働者の日額換算賃金額を時給換算した額に当該時間数を乗じた額(上限/8,330円)

★1 臨時休業等とは

小学校等が臨時休業した場合や放課後児童クラブ、保育所等からできるだけ利用を控えるよう依頼された場合をいいます(保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外)。

★2 小学校等とは

- ▶小学校 ▶義務教育学校の前期課程 ▶特別支援学校
- ▶幼稚園 ▶保育所 ▶認定こども園 ▶認可外保育施設 ほか

フリーランスの方へ

小学校等の臨時休業等に伴い、お子さんの世話をを行うために委託を受けて契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者の方に支給します。

【支給要件】

次の全てに該当する方

- ▶親権者・未成年後見人・里親・祖父母等であって、子どもを現に監護する方または子どもの世話を一時的に補助する親族
- ▶次のいずれかの事由で業務を行うことができなくなった
 - 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等(左下記★1)をした小学校等(左下記★2)に通うお子さんの世話を、保護者として行うため
 - 小学校等に通うお子さんが新型コロナウイルスに感染したまたは新型コロナウイルス感染の恐れがあり、家庭での世話を保護者として行うため
- ▶小学校等の臨時休業等の前に業務の場所・日時等について一定の指定を受けた業務委託契約等を締結している

【支給額】 2月27日～3月31日の期間に就業できなかった日1日に付き **4,100円** ※休日など小学校等が開校する予定のなかった日を除く

以下共通

【申請期限】 6月30日(火)

【申請方法】

所定の申請書等を郵送で学校等休業助成金・支援金受付センター(〒100-8228千代田区大手町2-6-2、日本ビルディング6階662執務室)へ。

【問合せ】

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120(60)3999 (午前9時～午後9時)

詳しくは、厚生労働省ホームページでご案内しています。申請書も取り出せます。

事業主の方

☎https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

フリーランスの方

☎https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

新型コロナウイルス感染症 風邪の症状があるときや 感染が疑われるときの対処法

感染予防・家庭看護
についての詳しい内容
は、新宿区ホームペー
ジ(右図QRコード)か
らご覧いただけます。



風邪症状が出た場合の対応や感染が疑われる場合の相談先などについて紹介します。
【問合せ】保健予防課保健相談係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3862・FAX(5273)3820へ。

◆風邪の症状がある方を自宅で看護するときは

風邪症状があるときは、症状の程度が軽い場合であっても、新型コロナウイルス感染症の可能性を念頭に置き、以下の点に注意しましょう。

- ▶患者の部屋を分ける(共有スペースの利用は最小限にする)
- ▶感染者の看護は限られた人で行う
- ▶患者も看護者もマスクを着ける
- ▶こまめに手を洗う
- ▶換気をする
- ▶共有部分をアルコール消毒液か家庭用漂白剤を使った消毒液で消毒する
- ▶食器やタオルなどの共有は避ける
- ▶ごみは密封して捨てる
- ▶汚れた衣類・リネンは、手袋とマスクを着けて洗剤で洗濯し、完全に乾かす

◆風邪の症状がある時は

- ▶毎日、体温を測定して記録してください。
- ▶周囲にうつさないように不要・不急の外出は避け、学校や会社を休んでください。やむを得ず外出する場合は、マスクを着用しましょう。

◆下記の症状に該当したら…

直接医療機関を受診せず、必ず下記「帰国者・接触者電話相談センター」にご相談ください。

- ▶風邪の症状や 37.5度以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
 - ▶強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※高齢者や基礎疾患のある方は、上記状態が2日程度続く場合はご相談ください。
- ※妊娠中の方は、念のため、早めにご相談ください。
- ◎ 今後、変更になる可能性があります。詳しくは、新宿区ホームページ(右図QRコード)でご確認ください。



■ 帰国者・接触者電話相談センター(区保健所)

☎(5273)3836
月～金曜日午前9時～午後5時

■ 帰国者・接触者電話相談センター(東京都)

☎(5320)4592
▶月～金曜日午後5時～翌午前9時
▶土・日曜日、祝日は終日受け付け

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

- 新宿区
新型コロナウイルス
電話相談
☎(5273)3836
午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

- 東京都新型コロナウイルス
感染症電話相談窓口
(コールセンター) ☎(0570)550571(ナビダイヤル)
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)
◎日本語、英語、中国語、韓国語に対応しています。
FAX(5388)1396(聴覚障害のある方等からの相談)

- 新型コロナウイルスに係る
厚生労働省電話相談
(コールセンター)
☎(0120)565653
(フリーダイヤル)
午前9時～午後9時
(土・日曜日、祝日を含む)

外国語による 医療機関案内

- 東京都保健医療情報センター「ひまわり」
☎(5285)8181
午前9時～午後8時
(土・日曜日、祝日を含む)
◎英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語に対応しています。

区主催等イベントの中止・延期、区施設等の休館等の対応を 5月10日まで延長します



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月15日まで原則中止・延期としていた区主催等のイベント、区施設等の休館等の対応を、5月10日(日)まで延長します。最新の情報については、新宿区ホームページまたは各主催者・各施設に直接、ご確認ください。

また、区立学校の休校情報等を新宿区ホームページに掲載しています。事前にご確認ください。